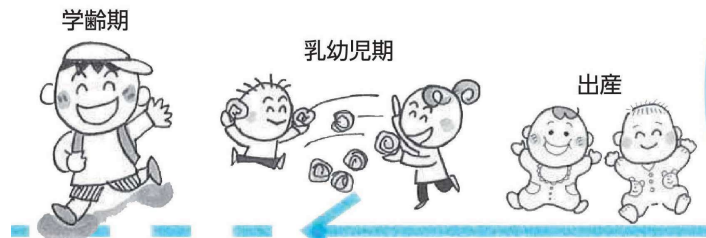


府中町の子育て支援 さらなる充実を



『広報ふちゅう』2018年10月号より転載



林ひろし議員
携帯 090-3634-7728

おります。
支援を行う側といたしましても、妊娠中の早い時期から関わることで、悩みを抱える妊婦やその家庭のリスク把握が早い段階からでき、必要な支援や連携機関に早く繋げるということで、産後うつや児童虐待の未然防止としての効果があるのではないかと考えております。

林ひろし議員 府中町は、妊娠、出産、子育てに関して切れ目なく、母親やその家族が不安や悩みを気軽に相談できるよう、昨年（2018年）4月に「府中町子育て世代包括支援センター」（通称「ネウボラふちゅう」）を開設しました。

ネウボラは相談する場所という意味だそうですが、子育てをサポートする大変有意義な取り組みだと思います。開設からもうじき1年となりますが、実施しての感想をまず聞かせて下さい。

◆**福祉保健部長** 「ネウボラふちゅう」開設からもうじき1年となりますが、実施しての感想は、のご質問についてですが、相談窓口を2か所に設置したこと、また、赤ちゃん広場やマタニティー教室などの母子保健事業を町内3か所で実施することにより、「家から近くの会場で相談できるようになり」「行きやすくなった」といったうれしい感想も聞かれ、面談件数（相談・参加者）は増加して

林議員 つぎに、「産後ケア」についてお尋ねします。府中町では「産後ケア」が昨年11月から実施されていると聞きました。その概要、利用料金、始まって3カ月ですが利用状況について教えて下さい。また、子育て支援メニューが充実したわけですから、ホームページへの掲載を含め、周知徹底が必要だと考えますがいかがでしょうか。

◆**福祉保健部長** 産後ケアは、昨年11月から開始しており、出産後、育児等の支援が必要な方に、身体的回復と心理的安定を目的として、産後4か月までの産婦とその乳児を対象に、宿泊ケア、デイケア、母乳ケアを行っております。

ケアの内容としましては、母親の身体的ケア及び保健指導・栄養指導、適切な授乳が実施できるためのケア（母乳ケアを含む）などです。主には、医療機関や助産所などの委託施設6ヶ所（※）で実施します。

- ※真田病院（皆実町）
- JR 広島病院（二葉の里）
- 広島通信病院（東白島）
- 佐々木産婦人科（戸坂）
- たから助産院（中須）
- まき助産所（宇品神田）



母乳ケアについては、昨年10月に、福寿館の一室を改修し母乳ケアもできる部屋を設けております。また、利用者宅への訪問も可能となっております。

利用料金でございますが、宿泊1日あたり7,500円、デイサービス3,750円、母乳ケアは医療機関等への来所の場合1回1時間あたり1,000円程度の自己負担となり、町民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、利用料の自己負担は免除としております。

事業開始からの利用状況は、母乳ケアを利用された方が2名（実施機関での利用）となっております。

事業の周知方法として、現在は、母子健康手帳交付時と赤ちゃん訪問時に子育て支援プラン（今後の母子保健事業のメニュー）を配布するという個別広報の他、9月から開始しました産前産後サポート事業、妊娠中期に妊婦さんにお集まりいただくマタニティー教室、妊娠後期に保健師などから電話をかける産前コール等により、周知を図っているところでございます。

今後もチラシの作成や町ホームページに掲載し、さらに周知をして参りたいと考えております。

府中町の子育て支援キャラクター「イクフレちゃん」



生活なんでも相談

両議員に遠慮なくお電話下さい

ふたみ伸吾町議 携帯 080-6750-5432
林ひろし町議 携帯 090-3634-7728

2019年度予算に賛成しました

昨年7月に起きた豪雨災害に対してその復旧と災害対策、被災者支援に取り組みつつ、待機児童解消のために認可保育園の新設や、府中南小学校のトイレ改修工事など評価すべき事業が予算化されていることから、2019年度予算に賛成しました（全会一致で可決）。

■賛成討論の全文はふたみ議員のホームページ（futamishingo.com）に掲載しています。

学校の先生は過労死寸前 長時間労働・多忙化の是正を



ふたみ伸吾 議員

ふたみ伸吾議員 いま、教員の長時間労働、多忙化を解決することは極めて重要かつ緊急性の高い課題となっています。かつてはほとんど問題にならなかった先生方の長時間かつ過密な労働実態ですが、なぜこんなことになったのでしょうか。

国が教員の授業負担を増やしたことが、今日の長時間労働の根底にあります。

教員1人あたりの授業負担は長い間、「1日4コマ、週24コマ」とされ、それを満たすことを目標に、定数配置が行われてきました。ところが、国はその基準を投げ捨て、教員の授業負担を増やしたのです。

その一つは、1992年から部分実施され、2002年に完全実施となった学校週5日制を、教員増なしで行ったことです。「1日4コマ」という基準に従えば、勤務日が週6日から5日に減れば、担当できる授業も6分の5（約17%）に減るはずですが、ところが、学校週5日制に伴う授業減は約7%にすぎず、教員の1日あたりの授業負担が増えました。

その後も教員増なしに、さらに授業が増やされました。国は、2003年

には学習指導要領を上回る授業時数の確保を求めるという異例の通知を出し、2011年には、「脱ゆとり」「ゆとり見直し」の号令のもとに標準時間も増やしました。しかし、いずれも教員は増やさない。だから教員の負担は増える。極めて当たり前のことです。



その結果、小学校の多くの教員が1日5コマ、6コマの授業をしています。1日6コマの授業をこなし、法律通りに45分間の休憩をとれば、残る時間は25分程度しかありません。そのなかで授業準備や採点、各種打ち合わせや報告書づくりなどの校務が終わるはずがなく、長時間の残業は必至です。45分あるはずの休憩も実際には小学校で6分、中学校で8分です。中学校での授業負担は1日約5コマですが、部活動指導などのため小学校以上の長時間労働となっています。

そこで伺います。

教員の負担軽減、長時間労働をなくすためには教員増がもっとも重要だと考えますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

◆教育部長 教員を増やすことが最も効果的であるという指摘ですが、現在は、県の基準に基づき、小学3年生以上は40人で学級編制を行っているところです。少人数学級は、児童生徒一人ひとりの状況をより丁寧に把握することができ、個々のつまずきなどに対する指導がより丁寧に適切に実施できる効果があるものと認識しております。

少人数学級の拡大（県費負担の教員増）については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる標準法）」にもとづく県の基準による措置なしに実施することは困難であり、国が責任をもって標準法の改正を行い、進めていくべきものと考えております。県に対しては毎年、広島県町村会を通じ、県予算並びに施策に関する要望として標準法改正による35人学級の導入を要望しているところです。

■ふたみ議員の質問と答弁の全文はホームページに掲載しています。

DATA 精神疾患による休職者数(公立教職員)



DATA 公立学校教諭の残業時間の変化



ホームページ futamishingo.com
ふたみ伸吾議員 080-6750-5432